

くらしの法律救急箱



第59回 名前に関するギモン

子の名前に使える漢字・使えない漢字はあるのですか。

A₁

戸籍法第50条は、「子の名には、常用平易な文字を用いなければならない。」と定め、「常用平易な文字」については、戸籍法施行規則第60条において、常用漢字表に掲げる漢字、戸籍法施行規則の別表第2に掲げる漢字、カタカナ、ひらがなと定められています（子の名前に使用することができる漢字については、法務省ホームページ内の「戸籍統一文字情報」のページで検索することができます）。

このように、子の名前に使用することのできる文字を制限しているのは、かつては、名前に使用できる文字に制限がなく、用いられた漢字の中には極めて難解なものも少なからずあり、結果的に、社会生活上において不便をきたす状況がみられたことによります。

なお、漢字には制限がありますが、読み方（ふりがな）に制限はありません。

個性的な名前、さらには「キラキラネーム」と言われるような名前が増えているようですが、戸籍法に定められている「常用平易な文字」を用いてさえいけば、我が子にはどのような名前をつけてもよいのですか。

A₂

名は、氏と一体になって、その人を示し、他人と区別する機能があり、社会生活を営む上で非常に大きな役割を持っています。したがって、親に命名する権利があるとしても、社会通念に照らして、明白に不適当であったり、一般の常識から著しく逸脱したと思われるものは、戸籍法上使用を許されず、そのような命名は許されません。もちろん、社会通念や一般の常識といっても、時代の流れや個人の感覚の変化によっても異なることは否めず、幅のあるものといえるでしょう。過去に大きな話題となった事例として、平成5年の「悪魔ちゃん事件」があります。「悪魔」に用いられた「悪」も「魔」もそれぞれ自体は使用を禁じられているものではなく、親は命名の意図を、「人に注目され刺激を受けることから、これをバネに向上が図られる。マイナスになるかもしれないが、チャンスになるかも



弁護士 **小島幸保** (こじま・さちほ)

2000年、弁護士登録（大阪弁護士会）。
2006年、小島法律事務所開設。

「しれない」と述べていました。しかし、裁判所は、その意図とは逆にいじめの対象となり、ひいては子の社会不適応を引き起こす可能性も十分ありうるとして、「悪魔」と名付けることは、子の立場から見れば命名権の濫用であると判断しました。

なお、同じ戸籍内にある親やきょうだいと同じ名を付けることもできません。

Q3 子が自らの名前を嫌う場合、変更することができるのでしょうか。

A3

名前の変更許可を家庭裁判所に求めることができます。ただし、正当な事由が必要です。正当な事由とは、名前の変更をしないとその人の社会生活において著しい支障をきたす場合をいい、単に、個人の趣味や感情信仰上の希望のみでは足りないと解されています。珍奇、難解、難読の文字を用いた名前である場合、生活上甚だしく支障があることなどを説明する必要があるでしょう。

なお、この手続は、子が15歳以上の場合は自分でできますが、15歳未満のときは法定代理人（親権者等）

が代理することになります。

Q4 名前に関連して、例えば芸能人の芸名やペンネームなどを商標登録することはできるのですか。

A4

商標法が定める条件をクリアすれば可能です。

まず、Aさんが、Bさんの名前を勝手に商標登録することはできません。本人（Bさん）の人格権を保護する必要があるからです。ただし、Bさん本人の承諾を得ている場合は可能です。

そこで、芸能事務所などでは、本人の承諾を得て、所属タレントなどの芸名を商標登録出願することができます。これが認められると、商標権が芸能事務所にあるため、移籍などで事務所を離れるに当たり、タレント本人は、それまで使っていた芸名で芸能活動ができなくなるといふ事態が起こり得ます。使用を続けるには、商標権を移転してもらったり、ライセンス契約を結ぶ必要が出てきますが、トラブルになるケースもあるようです。